

スポーツ少年団登録団の施設利用について

スポーツ少年団は、社会教育団体であることから、ふれあいセンター等の使用料が10割減免となっております。（附属設備使用料は減免なし）

- 登録を完了した団（施設を利用する団）には登録証明書を事務局より発行いたします。
- 今年度登録を事務局で確認した後、ふれあいセンター・公民館を利用している団は事務局までご連絡ください。（※郵送・手渡し）

《証明書発行の流れ》

4月1日：登録受付開始



登録完了後、事務局まで連絡。

登録証明書を発行。



ふれあいセンター・公民館を利用する際に
登録証明書を提示して利用。

長崎市スポーツ少年団 登録証明書	
●●●●	スポーツ少年団
代表	●●●●
貴団は20XX年度長崎市スポーツ少年団登録団であることを証明いたします。	
20XX年●月●●日	公印
長崎市スポーツ少年団 本部長	○○○○

- ふれあいセンター・公民館を利用（予約）する際には必ず登録証明書を提示してください。
- ふれあいセンター・公民館を利用している団は、早めに登録を完了させてください。
- 登録完了前に施設を使用する予定がある団は、3月中に事務局までご連絡ください。（※先に登録証明書を発行いたします。）

※ご不明な点等ございましたら事務局までご連絡ください。
長崎市スポーツ少年団事務局 TEL095-824-3728